

「八千代市新庁舎建設工事 入札説明書」に関する質疑及び回答

No	ページ	該当箇所					タイトル	質疑	回答
		第1	1	(1)	ア	(ア)			
1	10	第3	2	(3)	エ	配置予定技術者 (監理技術者)	6月30日の競争参加資格確認申請時、監理技術者も提出する事になっておりますが、当該案件に最適な監理技術者の人選には時間を要します。監理技術者は、申請時には入札説明書記載の公的資格所持者でも良いと考えて宜しいですか。なお、技術提案書の提出時に必要に応じて監理技術者を変更しても宜しいでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、参加申請時には本市の要求水準を満たす監理技術者を専任していただく必要がありますが、技術提案書提出までの間であれば、同等以上の実績を有し、市が適当と判断する代替者を配置する場合は認めることとします。ただし、技術提案書提出以降の事業者選定期間内の変更については、原則認めません。	
2	11 及び 24	第3	5			代金の支払条件 について	別紙1代金の支払条件 3各年度の支払限度額において、各年度の支払限度額の比率の記載がございますが、こちらは契約金額に対する比率という認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。	
3	11 及び 24	第3	5			代金の支払条件 について	別紙1代金の支払条件 3各年度の支払限度額において、支払のタイミングと方法について記載ありませんが、各年度は3月末締め、翌月4月末現金払いの認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。	
4	11 及び 24	第3	5			代金の支払条件 について	別紙1代金の支払条件 3各年度の支払限度額において、支払のタイミングと方法について記載ありませんが、最終年度は竣工時、残額現金払いの認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。	
5	11 及び 24	第3	5			代金の支払条件 について	別紙1代金の支払条件 3各年度の支払限度額において、「なお、現時点では、各年度の支払限度額の比率を下表のとおり想定している」と記載がございますが、優先交渉権獲得後、限度額の改善交渉は可能でしょうか。	優先交渉権獲得後に、各年度の予算措置金額の範囲内において支払金額の調整協議は可能です。なお、最終的な各年度の支払金額については、本契約時に覚書を交わすこととしております。	

「別添資料1 八千代市新庁舎建設工事 要求水準書 本編」に関する質疑及び回答

No	ページ	該当箇所					タイトル	質疑	回答
		第1	1	(1)	ア	a			
1	27	第4	3	(4)	ウ		施工担当者 (電気・機械設備)	下請業者に施工業務を発注し、資格を有する下請業者の施工担当者が常駐する場合は、元請の電気設備、機械設備の施工担当者は常駐配置でなくても宜しいでしょうか。	よろしいです。
2	6 23	第2 第4	2 3	(4) (1)	イ		地中埋設物 既存建物の解体	工事対象用地内にある地中埋設物(擁壁、埋設配管など)は本工事と記載があります。又、P23にも既存建物の解体範囲の記載がありますが詳細が不明です。解体工事の範囲の既存施設図・既存外構図がありましたらご教示いただけないでしょうか。	地中埋設物を予見できる既存施設図及び既存外構図は現存しておりません。

「別添資料1 八千代市新庁舎建設工事 要求水準書 別紙」に関する質疑及び回答

No	別紙	ページ	該当箇所	タイトル	質疑	回答
			(別紙1) 番号			
1	4 5		別紙4 別紙5	別途工事リスト	1期工事の外構工事は本工事と考えて宜しいでしょうか。本工事であれば外構工事の範囲が不明です。範囲を御指示いただけませんか。	別添 1期工事範囲図をご確認ください。赤囲み内が本工事における整備範囲となります。

「別添資料2 八千代市新庁舎等建設基本設計書 本編」に関する質疑及び回答

No	ページ	該当箇所				タイトル	質疑	回答
		1	1-1	1)	①			
1						基本設計書	建具の仕様について、記載がありません。ご教示ください。	別添 建具の基本性能仕様をご確認ください。
2						基本設計書	実施設計の工程表がありません。ご教示ください。	実施設計期間は令和6年1月から令和6年12月末を想定しております。
3	A-17					基本設計書	サイン計画についてサインの数量がわかる配置図をご教示いただけないでしょうか。	別添 サイン計画図をご確認ください。
4	A-15	10	10-2 10-3			木ルーバー	「木調ルーバー」・「木ルーバー」とありますが、千葉県産などの木材のルーバーと考えてよろしいでしょうか。詳細仕様をご教示いただけないでしょうか。	千葉県産材などの制限はありません。詳細仕様は実施設計での検討となります。

「別添資料2 八千代市新庁舎等建設基本設計書 資料編」に関する質疑及び回答

No	ページ	該当箇所				タイトル	質疑	回答
		1	1-1	1)	①			
1	資A-19					10.事業工程表	記載の18ヶ月の工期の検証、工期短縮の検討を致しますが、当該工期では収まらない場合、工事期間の延長は可能でしょうか？	別添資料4 VE提案実施要領 2ページ「4 VE提案の範囲 (2) 変更を認めない提案 ア 基本設計図書に示す工期が延びるもの。」と記載しているため、現時点での工期延長は認めません。ただし、業務着手後、契約書案第25条に記載のとおり、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないと認められる場合については、工事期間の延長は可能です。
2	資A-06	2	6-1			排煙の考え方	「避難安全検証法(ルートB)により、排煙設備の設置を適用除外とする。」とありますが、VE提案に向け、避難安全検証法の検証詳細を開示いただけますでしょうか。	別添 避難安全検証(1～3階)【基本検討資料】をご確認ください。
3	資A-06	2	6-1			排煙の考え方	議場・委員会室(1)(2)が自然排煙となっておりますが、スモークタワー・排煙窓の位置や考え方などの記載がございません。詳細をご教示いただけないでしょうか。	排煙トップライトで排煙を確保します。
4						構造図	構造図(仮定断面・免振装置の仕様・杭仕様)の記載がございません。ご教示いただけないでしょうか。	別添 構造_仮定断面資料をご確認ください。
5						建具図	建具図(リスト・表)の記載がございません。ご教示いただけないでしょうか。	別添 建具の基本性能仕様をご確認ください。なお、建具図(リスト・表)については、実施設計での検討となります。
6						外構図	外構図の記載がございません。ご教示いただけないでしょうか。	外構設計の詳細仕様は実施設計での検討となります。
7						仕上表	仕上表(諸元表の内容より詳しい内容)品番等グレード感がわかるもの。木ルーバー、特殊OAフロア、PCデザイン壁(樹脂型枠)、壁紙、ビニル床シート、不燃練付など、ご教示いただけないでしょうか。	仕上材の品番等グレード感の詳細仕様は実施設計での検討となります。
8						造作家具図	造作家具・カウンターの図面(諸元表にも記載がございません)ご教示いただけないでしょうか。	造作家具は議場家具を指すものと理解しますが、詳細仕様は実施設計での検討となります。なお、カウンターについては別添 窓口カウンター参考図をご確認ください。
9						廃棄物保管庫	廃棄物保管庫について、意匠図・構造図がございません。ご教示いただけないでしょうか。	基本設計書(資料編)資料16を参照してください。詳細仕様は実施設計での検討となります。
10						公用車庫	公用車庫の意匠図、構造図の記載がございません、ご教示いただけないでしょうか。	基本設計書(資料編)資料16を参照してください。詳細仕様は実施設計での検討となります。
11						ケーブルラックルート図	ケーブルラックルート図(強電/弱電)の記載がございません。ご教示いただけないでしょうか。	詳細仕様は実施設計での検討となります。

12					照明器具リスト	照明器具リストの記載がありません。ご教示いただけないでしょうか。	別添 照明検討資料をご確認ください。
13					空調機器リスト	空調機器リストの記載がありません。 (熱源は基本設計書より読み取れますが熱源以外の機器仕様について) ご教示いただけないでしょうか。	別添 空調機器補足資料をご確認ください。
14					換気機器リスト	換気機器リストの記載がありません。ご教示いただけないでしょうか。	別添 換気検討資料をご確認ください。
15					衛生器具リスト	衛生器具リストの記載がありません。ご教示いただけないでしょうか。	詳細仕様は実施設計での検討となります。
15					各階平面図	各階平面図に記載の机, キャビネット等の各種オフィス家具について, 本工事において整備するものがわかりません。ご教示いただけないでしょうか。	別添 執務室レイアウト検討(備品計画)をご確認ください。青色で記載している家具については本工事内で整備する家具となります。赤色で記載している家具は, 別途八千代市で用意する家具となります。

「別添資料3 八千代市新庁舎建設工事 落札者決定基準」に関する質疑及び回答

No	ページ	該当箇所					タイトル	質疑	回答
		1	(1)	①	ア	(ア)			
1	10,11						別表評価項目及び配点	技術提案では、1) 統括代理人2) 現場代理人及び監理技術者3) 施工担当者の従事実績では計画の意図を鑑み、少しでも高い評価を得られる人選を試みますが、状況によっては、点数が獲得できない者で申請する事は可能でしょうか。	統括代理人、管理技術者、主任技術者、現場代理人及び監理技術者、施工担当者の従事実績については、落札者決定基準の評価の視点に記載の実績を必須項目としておりません。そのため、要求水準書に記載の各技術者の要求水準を満たす者であれば、評価の視点における点数によらず配置は可能です。

「別添資料5 八千代市新庁舎建設工事 様式集」に関する質疑及び回答

No	ページ	該当箇所		タイトル	質疑	回答
		様式番号	様式名			
1	3	1-1	入札参加資格確認申請書	施工実績	ア、イの両方の条件を1案件で満たしていれば、①のみ(1案件実績)の記載で宜しいでしょうか。	参加企業に求める設計実績及び施工実績につきましては、入札説明書2 参加者に必要な資格(2) 実施設計業務に関する事項ウ(ア)(イ)及び(3) 施工業務に関する事項①単独企業又は共同企業体の代表構成員に関する事項ウ(ア)(イ)を満たしていれば、1案件で問題ありません。
2	3	1-1	入札参加資格確認申請書	建築面積	実績を証明するコリンズ登録を添付し、コリンズ内容には建築面積の記載項目がなく、本件の施工実績条件には延床面積と免震構造の有無なので、建築面積のところは記載なしでも宜しいでしょうか。	よろしいです。
3	3	1-1	入札参加資格確認申請書	配置予定技術者	入札参加資格確認書の(3)施工実績の添付資料として監理技術者として配置される者が、常時3か月以上の雇用関係にあることを証する資料を添付とありますが、その際に添付した者を、技術提案時に変更しても宜しいでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、参加申請時には本市の要求水準を満たす監理技術者を専任していただく必要がありますが、技術提案書提出までの間であれば、同等以上の実績を有し、市が適当と判断する代替者を配置する場合は認めることとします。ただし、技術提案書提出以降の事業者選定期間内の変更については、原則認めません。
4	1	9-15-2	別添資料2 八千代市新庁舎等建設基本設計書資料編に関するVE提案概要	コスト縮減額	入札書の提出が11月7日までとなっている中で、技術提案書の提出期限の9月11日は、まだ見積中であるため、様式第9-15-2号に記載するコスト縮減額は、参考の金額となりますが宜しいでしょうか。	よろしいです。

「別添資料5 八千代市新庁舎建設工事 契約書(案)」に関する質疑及び回答

No	ページ	該当箇所			タイトル	質疑	回答
		条	項	号			
1					建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面の添付	今回ご提示いただいた工事請負契約書の記載事項だけでは、建築士法による法定記載事項を満たすことができないため、当社が落札し仮契約を締結する場合には、建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面を仮契約書に添付させていただきますでしょうか。	ご指摘の通りです。別添の本市の測量・コンサルタント業務の業務委託契約書の別紙 建築士法第22条の3の3に定める記載事項を仮契約書に添付をお願いいたします。
2	2	5	2		引用条文の誤りについて	本項における「第43条第3項の規定による」という記載は「第43条第4項の規定による」という記載の誤記であると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。契約締結の際に修正させていただきます。
3	4	9条の2	3		引用条文の誤りについて	本項における「前項第一号」という記載は「前項」という記載の誤記であると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。契約締結の際に修正させていただきます。